

ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例の一部を改正する条例

第7条第1項第1号中「当該民活集合住宅に対して新たに固定資産税が課せられることとなった年度」を「地方税法第359条に定められた国定資産税の賦課期日に基づき町の不動産登記簿又は土地家屋課税台帳に登録された当該民活集合住宅に対して新たに固定資産税が課せられることとなった年度」に改める。

附則第2項中「3年」を「6年」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。